京都府内における令和7年国勢調査広報業務委託に係る仕様書

第1 委託業務の概要

1 業務名

京都府内における令和7年国勢調査広報業務委託

2 業務内容

- (1) 新聞、ポスター等の広報媒体による広報
- (2) SNS等のインターネットを活用した広報
- (3) イベント、街頭啓発等による広報

3 契約期間

契約日から令和7年10月31日まで

第2 要求仕様

1 本事業の目的

プライバシー意識の高まりや統計調査への関心の低下などの状況を踏まえ、令和7年国勢 調査について、府民の態様に応じた広報を企画・実施することにより、調査への十分な理解 を得るとともに、多くの府民の回答意欲を促すものとする。

2 共通事項

- (1) 京都府の国勢調査広報用のオリジナルキャラクターを作成・使用すること。 (既存のアニメキャラクターの活用、国の統計調査のロゴマークの活用も可とする)
- (2) 下記の調査スケジュールを参考に、時期に応じた広報を行うこと。

項目	時期
調査基準日	令和7年10月1日
インターネット回答用ID及び	令和7年9月20日~9月30日
調査票(紙)配布期間	
インターネット回答期間	令和7年9月20日~10月8日
調査票(紙)回答期間	令和7年10月1日~10月8日
調査票(紙)の当初回収期間	令和7年10月1日~10月8日
調査票(紙)の提出状況の確認	令和7年10月9日~10月16日
調査票(紙)督促回収期間	令和7年10月17日~10月27日

- (3) 以下の点に留意した内容の広報を行うこと。
 - ・ 単なる告知ではなく、国勢調査の意義や役割・重要性を府民に的確に伝えること。
 - ・ わかりやすく府民に強く訴えかけ、多くの府民の回答意欲を促すものであること。
 - ・ キャラクターの活用など、社会的に話題になるようなものであり、幅広い世代・地域の 関心を引くものであること。
 - ・ 大学生などの若年層、子育て世代、外国人住民など、府民の態様に応じた効果的な広報 の工夫がなされていること。
 - ・ 別添資料に示した、前回(令和2年)国勢調査での京都府内の調査結果から見た課題に対 応する広報内容とすること。

3 広報仕様

(1) 新聞、ポスター等の広報媒体による広報

以下の広報媒体の活用は必須とすること。また、以下の広報媒体以外で効果的な媒体(テレビ、ラジオ等)があれば提案すること。

ア新聞

購買層や店頭での陳列状況等の特徴を捉え、最適な事業者、掲載時期、内容等を提案すること。

イ 交通広告(鉄道、バス、タクシー)

掲載方法によって極端な地域差が出ないように配慮しつつ、訴求性の観点から最適な 事業者、時間帯、回数等を提案すること。

ウ ポスター、チラシ

サイズ、枚数、掲出先は効果的なものを提案すること。

- (2) SNS等インターネットを活用した広報
 - ・ 京都エリアからアクセスしているユーザー又は京都府内に居住しているユーザーに限定 して表示すること。
 - ・ 「スマートフォンからの閲覧に訴求効果の高いインターネット広告」及び「若年層に訴求効果の高いインターネット広告」を中心に選定すること。
- (3) イベント、街頭啓発等による広報
 - 広く府民が参加するイベントや街頭啓発等を実施すること。
 - ・ 必要に応じ、配布用広報物・啓発資材の作成を行うこと。

(4) その他事項

- ・ 企画・制作・運営の具体化については、京都府と協議の上、決定すること。
- 京都府民を主なターゲットとすること。
- ・ 国及び市町村の広報との連携を図る上で府との連絡調整などが必要となるため、専属の 者を配置すること。
- ・ 本仕様書で示した以外の具体的な内容は、各者提案とする。

4 知的財産権等の取扱い

本業務によって新たに作成される成果物に関する知的財産権等の取り扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 契約に関する開示情報等の取扱い

受託者は、委託契約に関して京都府が公開した情報等及び本契約履行過程で生じた成果物等に関する情報(公知の情報等は除く)を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

ただし、当該情報等を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、 事前に京都府の承諾を得ることとする。

(2) 著作権の取扱い

ア 著作権の帰属

本契約の履行過程で生じた著作権法第27条及び28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ(営業秘密)は京都府に帰属し、京都府が独占的に使用するものとする。

ただし、受託者は本契約履行過程で生じた著作権又はノウハウ(営業秘密)を自ら使用 し又は第三者をして使用させる場合は、京都府と別に定める使用契約を締結するものとす る。

なお、受託者は著作物に関して一切の著作者人格権を主張しないこととする。

イ 第三者が権利を有する著作物の取り扱い

成果物に第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という)が含まれている場合は、京都府が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な経費の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを受託者が行うこととする。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に京都府の承諾を得ることとし、京都府は既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

なお、本契約に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら京都府の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理するものとする。京都府は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

5 成果物の提出

現物、現物のコピー、現場の写真、テープ等、成果が確認できるものを提出すること。

形態:紙及びCD-ROM

• 部数:各1部